

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第99号

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表1の項中「，文化芸術政策監」及び「，デジタル化戦略監」を削り，「，監察監」を「，産業・文化融合戦略監，文化芸術政策監，デジタル化戦略監」に改め，「観光政策監」の右に「，木の文化・森林政策監，新型コロナ対策・ワクチン接種統括監，監察監」を加え，「，京の食文化・流通戦略監，住宅政策監」を削り，同表3の項中「，南部区画整理事務所次長」を削る。

附 則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)